

別冊

レクリエーションの森の利用・
管理等に関する行政評価・監視
結果報告書

— 現地事例集 —

平成 30 年 12 月

総務省関東管区行政評価局

現地事例目次

事例番号	件名	報告書 関連項目	ページ
奥久慈 - 1	インバウンド需要対応で整備された標識が日本語表記のみ	2-(1)	1
奥久慈 - 2	周辺に草や樹木の枝が繁茂し、景観が望めない展望台	2-(2)	2
奥久慈 - 3	歩道上など吸い殻入れが複数設置され、出火等のおそれ	2-(2)	3
奥久慈 - 4	休憩所のベンチが倒壊したまま修理されず、使いづらい	2-(2)	4
奥久慈 - 5	途中で「消える」歩道、迷いやすく危険な登山コース	2-(3)	6
奥久慈 - 6	管理経営方針書に記載されていない歩道	2-(2)	8
小田代・ 湯ノ湖 - 1	クマの出没に関する注意喚起情報がウェブサイトにも現地の掲 示板にも掲載されておらず	2-(3)	10
武尊 - 1	案内図に、遊歩道が「通行止め」の情報なし	2-(3)	13
武尊 - 2	笹の繁茂や倒木が放置され、車椅子での通行が困難な「バリア フリー遊歩道」	2-(2)	15
武尊 - 3	笹が繁茂したまま放置され、通行に支障が生じている歩道	2-(2)	17
武尊 - 4	管理が行き届かず、倒壊のおそれもある「あずまや」	2-(2)	19
武尊 - 5	遊歩道脇の吸い殻入れの管理が行き届かず山火事の危険等	2-(2)	21
武尊 - 6	管理経営方針書や貸付契約書に記載のないレストハウス	2-(2)	23
武尊 - 7	利用者に対する注意喚起情報が適切に提供されていない自 然観察遊歩道	2-(3)	24
武尊 - 8	管理が行き届かず、繁茂した植物にさえぎられたり、倒壊したま ま放置された案内板や標識が多数	2-(2)	26
野反 - 1	ローマ字表記が消滅しかけて判読できない標識	2-(3)	28
野反 - 2	歩道脇の木造の小屋が倒壊寸前の状態で、通行に危険	2-(2)	29
野反 - 3	流出土砂と雑草の繁茂により1台分使用困難な駐車場	2-(2)	30
野反 - 4	歩道に複数の大きな倒木等があり通行を阻害	2-(2)	32
高尾山 - 1	斜面の不安定な箇所を設置され、利用しづらい多言語看板	2-(1)	33
高尾山 - 2	「キャンプ場専用」と大きな文字で掲示されているトイレ	2-(3)	35
高尾山 - 3	三方向に歩道が分岐する手前の案内板に表示されたトイレの 位置が明確でなく、分かりにくい	2-(3)	37
高尾山 - 4	同じ経路上にありながら、整合性がなく迷いやすい誘導標識	2-(3)	38
高尾山 - 5	案内板に表示のバスの時刻等が現状と異なり、利用者に誤解 を与えかねない	2-(3)	40
高尾山 - 6	表示の一部が故意に剥がされ、正確な経路を確認できない案 内板等	2-(3)	41
高尾山 - 7	現地の施設の状況を適切に反映していない管理経営方針書	2-(2)	43
芦ノ湖 - 1	歩道脇に散乱している古タイヤ等	2-(2)	44
芦ノ湖 - 2	急斜面の狭い歩道に設置された土留め木材が劣化して危険	2-(2)	45
芦ノ湖 - 3	複数の歩道に、倒木や倒れかけの樹木があり、支障や危険	2-(2)	46
芦ノ湖 - 4	森林管理局等のウェブサイトに入立禁止の情報提供なし	2-(3)	47

事例番号	奥久慈-1	実地調査年月日	平成30年9月13日
場所	奥久慈男体山地域12か所	報告書関連項目	2-(1)
件名	インバウンド需要対応で整備された標識が日本語表記のみ		

【現地の状況等】

「観光資源創出事業」は政府のインバウンド政策の一つとして、平成29年度から開始された事業である(注)。林野庁は、「森林景観を活かした観光資源の創出事業実施要領の制定について」(平成29年4月1日付け28林国経第107号森林管理局長あて林野庁長官通達)において、同事業により標識を設置する場合には、「インバウンド需要に対応するため多言語表記(日本語及び英語は必須。利用状況等を勘案し中国語(繁体字及び簡体字)等を加えることも可)とする」としている。

(注)平成28年3月に、観光先進国日本の実現に向け策定された「明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたい日本へー」(明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定、議長：内閣総理大臣)を受け、林野庁がレクリエーションの森等の森林景観を観光資源として活用し山村地域にインバウンド需要を呼び込む必要があるとして実施した事業

しかし、茨城森林管理署が、同事業により、平成29年度、奥久慈男体山(奥久慈自然休養林内)に整備した12基の標識(事業費約225万円。誘導標識9基、案内標識3基)について、当局が現地調査を行ったところ、全て日本語表記のみとなっており、上記通達の内容に沿っていない。

なお、地元自治体(大子町)は、奥久慈男体山を訪れる外国人旅行者について、現状では少ないものの、同じ自然休養林内の観光名所である袋田の滝には例年多くの外国人旅行者が訪れていることから、これら外国人旅行者に対して奥久慈男体山におけるハイキングの魅力を積極的にPRし、滞在時間を伸ばして宿泊される観光地を目指すとの方針を有している。

【写真】



(注) 地域総括評価官(茨城行政監視行政相談センター)との共同調査による。

事例番号	奥久慈-2	実地調査年月日	平成30年9月13日
場所	なべころばしやま 鍋転山山頂（「月居山ハイキングコース」の第1展望台）	報告書関連項目	2-(2)
件名	周辺に草や樹木の枝が繁茂し、景観が望めない展望台		

【現地の状況等】

「月居山ハイキング・登山コース」の鍋転山の山頂（標高422.7m）に設置された第1展望台（管理者：大子町）について、「観光資源創出事業」により、平成30年度に林野庁本庁が整備したウェブサイトや作成したリーフレットでも紹介されている。

同展望台について、本来であれば奥久慈の山々が見渡せるビューポイントとなる位置にあるが、周囲の草や樹木の枝が繁茂して視界がさえぎられ、景色が見えない状況となっていた。現状のままでは、上記事業の効果の発現が困難である。

【写真等】



第1展望台から北西方面



平成30年度に観光資源創出事業により作成した林野庁本庁のウェブサイト及びリーフレットには、「第1展望台」と紹介されている。

(注) 地域総括評価官（茨城行政監視行政相談センター）との共同調査による。

事例番号	奥久慈-3	実地調査年月日	平成30年9月13日
場所	奥久慈男体山（持方登山口～鍋 ^{なべ} 転山山頂）、 竜神峡（亀ヶ淵付近）	報告書関連項目	2-(2)
件名	歩道上など吸い殻入れが複数設置され、出火等のおそれ		

【現地の状況等】

奥久慈男体山及び竜神峡のハイキングコースには、歩道の利用者向けとみられる円筒状の吸い殻入れが9か所（遊歩道の分岐点、展望所、休憩所等）に設置されている。

しかし、これらの中には、①周囲に雑草が繁茂し、下には枯れ草もあり、たばこの火が燃え広がるおそれのある例、②経年劣化のため、金属製の吸い殻受け口が破損し、大きく口が開いた状態となっており、紙ゴミが詰め込まれ、消しかけのたばこ等を入れると、出火のおそれがある例もみられた。

【写真等】



山頂付近のあずまや



上部の吸い殻受けが破損してなくなり、紙ゴミが詰め込まれている。不注意で、消しかけのたばこなど入れると、出火のおそれ



遊歩道の分岐点には、誘導標識とともに、吸い殻入れが設置されている例も多く見受けられた。

(注) 地域総括評価官（茨城行政監視行政相談センター）との共同調査による。

事例番号	奥久慈-4	実地調査年月日	平成 30 年 9 月 13 日
場 所	奥久慈男体山山頂付近	報告書関連項目	2-(2)
件 名	休憩所のベンチが倒壊したまま修理されず、使いづらい		

【現地の状況等】

男体山の山頂付近に、あずまや（管理者：大子町）が設けられ、木製のテーブルとベンチ 2 脚が設置されている。このうちベンチ 1 脚は、土台部分（丸太状）が横倒しで、その上に着席部分（ベンチ本体）が載せられた、非常に不安定な状態となっており、しかも、ベンチに着席するとテーブルの位置が高すぎて使用しづらい。ベンチが壊れたまま修理されず、本来の位置や高さとは異なることによるものとみられる。

なお、平成 29 年度に林野庁が「観光資源創出事業」により作成したリーフレットの地図では、男体山の山頂に、「休憩所」のマークを付し、「四阿（あずまや）」と記載されている。

【写真等】



ベンチを支える土台部分が「横倒し」の状態。安定せず、座りにくい。



ベンチが壊れたまま修理されていない。位置や高さが本来のものとは異なる（ずれている）ので、着席しても、テーブルまでが遠く、高すぎて、使いづらい。



男体山の山頂に「あずまや」があることを案内している。

(注) 地域総括評価官（茨城行政監視行政相談センター）との共同調査による。

事例番号	奥久慈-5	実地調査年月日	平成30年9月13日
場所	なべころばしやま 「鍋転山」方面への登山コース	報告書関連項目	項目2-(3)
件名	途中で「消える」歩道、迷いやすく危険な登山コース		

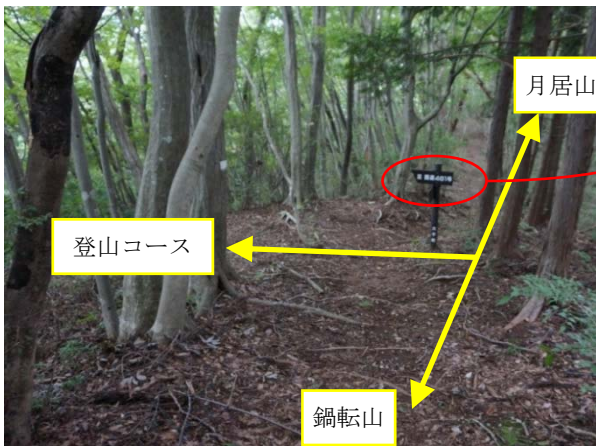
【現地の状況等】

林野庁が「観光資源創出事業」により新たに整備したウェブサイト（平成30年5月公開）及びリーフレットに掲載の「奥久慈自然休養林案内図」によると、国道461号から鍋転山に向かうルート「登山コース（0.7km）」と表記されている。

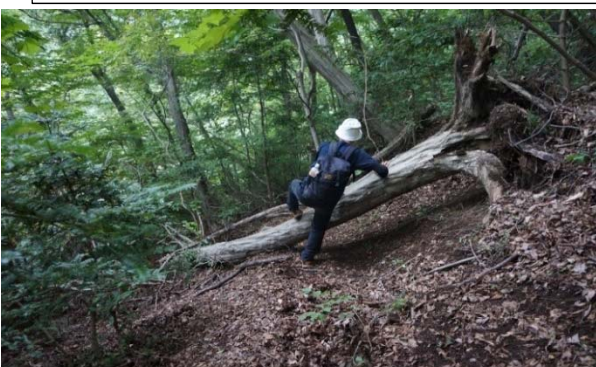
しかし、当局が現地調査を行ったところ、①歩道が途中で不明確となり、進行方向の案内もなく、「道迷い」が発生しやすい上、②傾斜の急な歩道に大きな倒木もあって危険な状況がみられた。

なお、上記区間は、袋田の滝周辺から鍋転山へつながる最短ルートであり、奥久慈男体山方面から縦走する登山者には、鍋転山を経由して下山するルートともなっている。

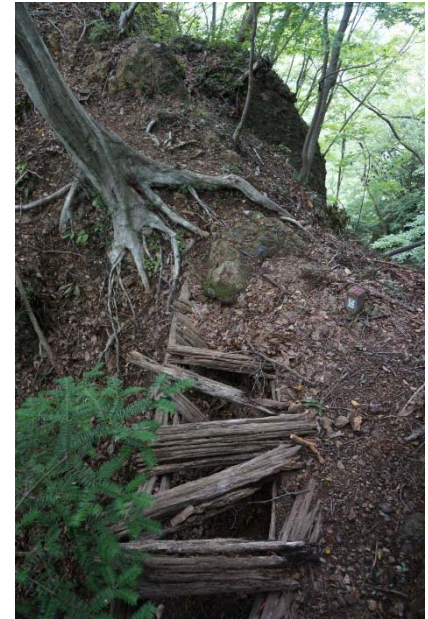
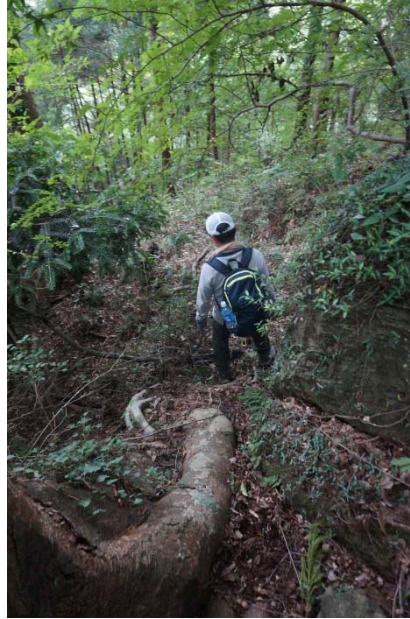
【写真等】



途中で歩道が消失。「どちらに進むか？」急傾斜の上、一面に落ち葉も堆積して、滑りやすい。



急傾斜の上、倒木が散見される。



笹などが繁茂し歩きにくい。

損壊した「木道」によって、かろうじて「歩道」が判別できる。



林野庁が「観光資源創出事業」により整備したウェブサイトに掲載の「奥久慈自然休養林案内図」

(注) 地域総括評価官（茨城行政監視行政相談センター）との共同調査による。

事例番号	奥久慈-6	実地調査年月日	平成30年9月13日
場所	竜神峡から亀ヶ淵までの間、亀ヶ淵下流の竜神川右岸	報告書関連項目	2-(2)
件名	管理経営方針書に記載されていない歩道		

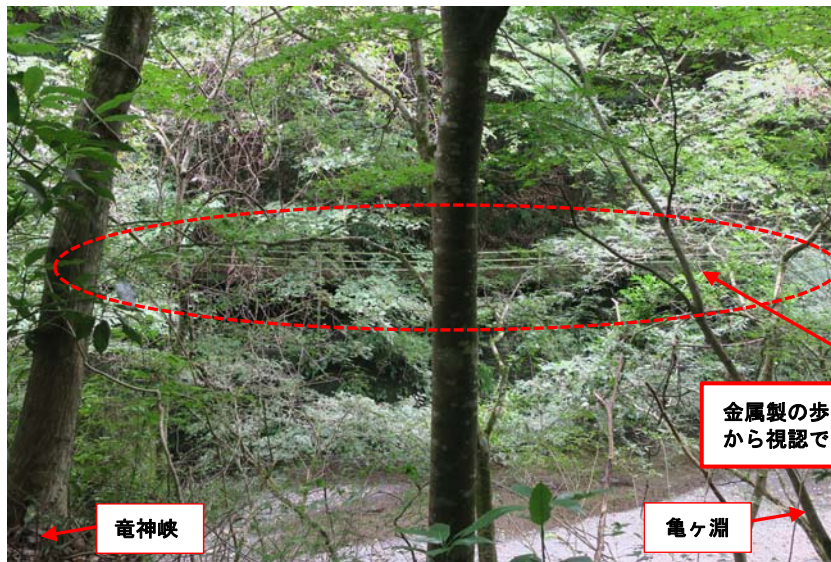
【現地の状況等】

レクリエーションの森ごとに森林管理局が作成する管理経営方針書には、林内に設置されている施設を記載することとされている。しかし、竜神川右岸に、亀ヶ淵付近から下流方面に向かって整備されている金属製の歩道（管理者：常陸太田市）について、同方針書の別表「施設の現状」に記載がない。

この歩道については、亀ヶ淵付近の入口に、「路側及び橋梁の一部が破損しており、危険なので通行を禁止する」旨、同市の立て看板で周知され、入口にもロープが張られており、利用できない。

茨城森林管理署が常陸太田市に確認したところ、「老朽化により、少なくとも15年以上前から「通行止め」になっているが、正確な時期は不明」としている。

【写真等】



「竜神ふるさと村」方面から竜神川左岸の歩道を亀ヶ淵方面に向かって進むと、対岸に金属製の歩道を視認できる。
 なお、対岸に渡る橋は、「淵見橋」までの間に、設置されていない。



竜神川左岸の歩道を亀ヶ淵方面に向かって進むと、亀ヶ淵の手前に「淵見橋」が架かっており、ここから対岸へ渡ることができるが（中央の写真）、渡った先には草木が繁茂しており、更に進むことが困難。橋を渡った正面には、「進入禁止」の案内板（管理者：茨城県）が設置されていた（左の写真、枝葉のすき間から見える白地の案内板）。この地点からも、金属製の歩道を視認できる（右の写真）が、進入することはできない。



亀ヶ淵付近の三葉峠・明山方面登山口から見た金属製歩道の入口。「通行禁止」の看板（常陸太田市）、ロープあり。

（注）地域総括評価官（茨城行政監視行政相談センター）との共同調査による。

事例番号	小田代・湯ノ湖-1	実地調査年月日	平成 30 年 5 月 17 日
場 所	小田代・湯ノ湖自然観察教育林及びその周辺	報告書関連項目	2-(3)
件 名	クマの出没に関する注意喚起情報がウェブサイトにも現地の掲示版にも掲載されておらず		

【現地の状況等】

小田代・湯ノ湖自然観察教育林（面積 381 ha）の全域について、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき環境大臣が指定する日光国立公園（面積 11 万 4,908 ha）の範囲に含まれる。

環境省（日光湯元ビジターセンター）は、ウェブサイトの冒頭右側に、「クマ情報」のサイドメニューを設定し、「クマ目撃情報はこちらから」により、毎月の詳細な目撃情報（表形式）とともに、出没している地点を具体的に示した地図を掲載している。日光湯元周辺の情報も含まれる。

（同センターウェブサイトのアドレス）<http://www.nikkoyumoto-vc.com/>

これによると、平成 30 年度は、小田代・湯ノ湖自然観察教育林内の弓張峠から西ノ湖周辺で、目撃情報が出始める 5 月以降、ツキノワグマの目撃情報が多数報告されている。

（注）日光湯元ビジターセンターのウェブサイトの「クマ目撃情報」の全数（平成 30 年度）は、9 月末までで 64 件（5 月 11 件、6 月 17 件、7 月 25 件、8 月 8 件、9 月 3 件）。弓張峠から西ノ湖周辺での目撃情報は、5 月、6 月に多い。

これに対して、小田代・湯ノ湖自然観察教育林を管轄する関東森林管理局及び日光森林管理署は、①ウェブサイトに、クマの目撃情報を全く掲載しておらず、②同自然観察教育林の現地においても、日光森林管理署が弓張峠の東側に設置している掲示版の付近でツキノワグマが目撃されているにもかかわらず、同掲示版には、利用者向けに注意を喚起する情報も掲載していない（注）。林野庁長官通達による「「レクリエーションの森」における安全対策指針」において、「危険等を認識させるための情報の収集・把握等」として掲げられる「危害を加えるおそれのある野生動物に関する情報」（第 1 の 1(5)）について、①「現地における情報提供等」の「標識類等による表示・侵入防止ロープ等の設置」（第 1 の 2(1)ア）、②「事前の情報提供」の「森林管理局・森林管理署等のホームページ・広報誌等の活用」（第 1 の 2(2)ア）に基づき、利用者の安全対策に係る情報提供が、適切に行われていない。

（注）日光森林管理署は、平成 27 年 3 月、小田代・湯ノ湖自然観察教育林内の弓張峠付近に掲示版を設置している。日光湯元ビジターセンターのウェブサイトによると、30 年 5 月 8 日、同掲示版から 200～300m 離れた場所でツキノワグマが 2 件（3 頭）目撃されている。

しかし、当局が 5 月 17 日に、現地で確認した掲示版には、「クマやシカの食害防止用テープ巻き」に関する情報のみ掲載されるにとどまり、ツキノワグマに対する注意喚起の情報が全くなかった。

なお、本事例について、7 月 20 日、当局から日光森林管理署に、現地写真を添えて情報提供したところ、7 月 27 日には、現地の掲示版に「クマ出没注意」の注意喚起情報が掲載された。

また、10 月 12 日には、日光森林管理署のウェブサイトの「小田代・湯ノ湖自然観察教育林」を紹介するコーナーに「※ 当レクリエーションの森区域内で、クマの出没が確認されています。散策される場合は、十分に注意して下さい。」との注意喚起情報が掲載されるとともに、環境省日光湯元ビジターセンターのウェブサイトへのリンクが設定された。

【写真等】

(改善前)



「クマやシカの食害防止用テープ巻き」に関する情報のみ掲載

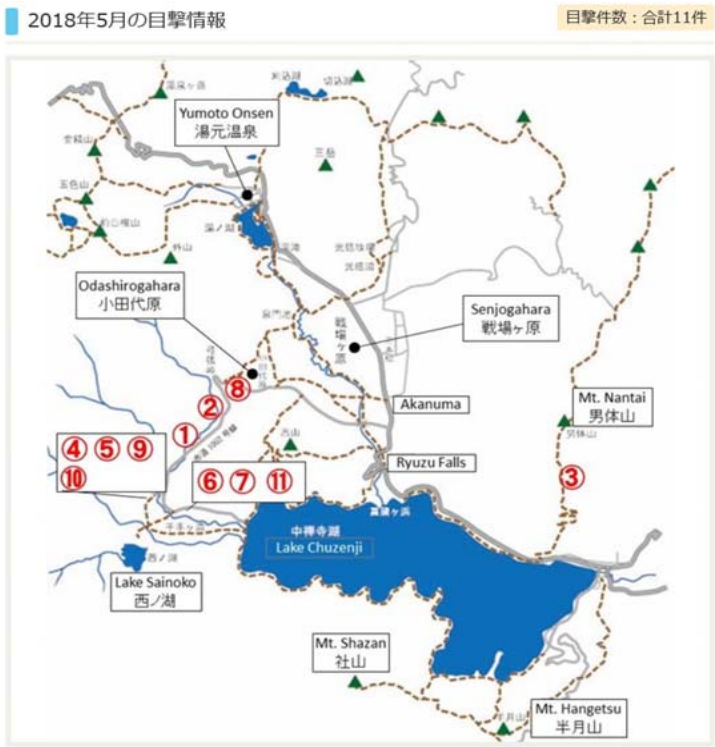
林野庁（日光森林管理署）の掲示板（5月17日現地調査）。
ここから200～300m離れた場所で、ツキノワグマの目撃情報が5月8日に2件

(改善後)



「クマ出没注意」の注意喚起情報が掲載（7月27日）

(参考) 環境省日光湯元ビジターセンターのウェブサイト「クマ目撃情報」に掲載の注意喚起



No.	月日	時間 (おおよそ)	場所	距離	頭数	備考
11	5月27日	11:40	西ノ湖入口付近	10m	1	じっとしていた
10	5月26日	午後	西ノ湖入口付近		1	
9	5月26日	11:36	西ノ湖入口付近	70~80m	1	エサを探していた
8	5月23日	14:00	小田代原~弓張峠の間	10m	1	目の前を横切った
7	5月22日	13:00	草加自然の家付近	50m	1	逃げた
6	5月22日	8:30	草加自然の家付近	50m	1	歩いていた
5	5月20日	13:00	西ノ湖入口バス停付近		1	バス車中から目撃
4	5月20日	9:00	西ノ湖入口	100m	1	バス車中から目撃
3	5月15日	15:00	男体山登山道5~6合目	20m	1	笹藪の中を歩いていた
2	5月8日	17:00	1002号線(弓張峠南500m)		2	車中から目撃
1	5月8日	13:00	1002号線(弓張峠~西ノ湖入口間)	50m	1	木に登っていた

(注) 赤の枠囲みは当局が付した(5月17日、当局が現地調査を実施)。
 なお、日光森林管理署の掲示板は、上記地図の⑧付近に設置

事例番号	武尊-1	実地調査年月日	平成 30 年 9 月 7 日
場 所	「奥利根水源の森」内「木の根沢さんぽみち」遊歩道	報告書関連項目	2-(3)
件 名	案内図に、遊歩道が「通行止め」の情報なし		

【現地の状況等】

武尊自然休養林の北部に位置する「奥利根水源の森」には、「自然に親しむコース」として、7系統の「さんぽのみち」（遊歩道）が設定されている。その1つである「木の根沢さんぽみち」（全長 0.6km、所要 15 分）について、途中にある木橋の劣化が進行し、歩行に危険があるため、平成 29 年夏頃から「通行止め」とされている。当局が現地調査を行ったところ、同遊歩道の入口に「立入禁止」（KEEP OUT）のテープが張られ、「通行止め」の措置が講じられていた。

「奥利根水源の森」のキャンプ場（南側の県道水上・片品線に接続）の入口脇に設置されている掲示板に「自然に親しむコース案内図」が掲載されており、「通行止め」の箇所には、赤字で「×」印が付されている。しかし、「木の根沢さんぽみち」には付されていない。

また、利根沼田森林管理署のウェブサイト「水源の森」の「奥利根水源の森」には、「自然に親しむコース案内図」（PDF）へ接続が可能となっており、上記と同様、「通行止め」の箇所に「×」印が付されているが、この案内図でも、「木の根沢さんぽみち」には「×」印がない（平成 30 年 10 月現在）。

遊歩道に張られた「立入禁止」のテープは容易に踏み越えることができ、また、強風等で吹き飛ばされたり、切断されることもあり得る。木橋の劣化、危険な状況を知らずに、利用者が上記の案内図を見て、「木の根沢さんぽみち」に入る場合、木橋が壊れて沢へ転落等の事故につながるおそれもある。

なお、本事例については、平成 30 年 11 月 30 日、ウェブサイトが改善された。

【写真等】



「木の根沢さんぽみち」入口



「木の根沢さんぽみち」にある木橋
（県道側から撮影）



「奥利根水源の森」に設置された掲示板



「木の根沢さんぽみち」に、「通行止め」を表す「×」印がない。

(参考) 利根沼田森林管理署ウェブサイトに掲載の案内図

【改善前】



「木の根沢さんぼみち」に、「通行止め」を表す×印がない。

【改善後】



(注) 実地調査に関東森林管理局が同行

事例番号	武尊-2	実地調査年月日	平成 30 年 9 月 7 日
場 所	奥利根水源の森内「ほほえみのみち」	報告書関連項目	2-(2)
件 名	笹の繁茂や倒木が放置され、車椅子での通行が困難な「バリアフリー遊歩道」		

【現地の状況等】

「奥利根水源の森」に設定されている 7 系統の遊歩道には、バリアフリー仕様の「ほほえみのみち」（平成 12 年度整備。ウッドチップ舗装、延長 295.8m。）もある。利根沼田森林管理署及びみなかみ町（観光協会）のホームページや現地に設置された案内板には、「車イスの方にも森林浴を楽しんでいただけるバリアフリーの遊歩道」や「車椅子でも大丈夫な、バリアフリーの道」とされている。

しかし、「ほほえみのみち」には、①笹が繁茂して通行可能な道幅が非常に狭くなっている箇所、②平成 29 年秋の台風による倒木（膝の高さほど）が複数横たわったままの箇所もみられ、車椅子での通行が困難な状況にあった。遊歩道の本来の機能を十分発揮できない。

なお、本事例については、実地調査後の 9 月 13 日～17 日に草刈りが行われ、改善済みである。

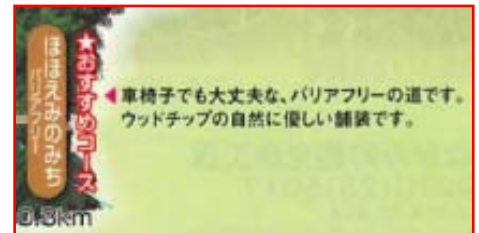
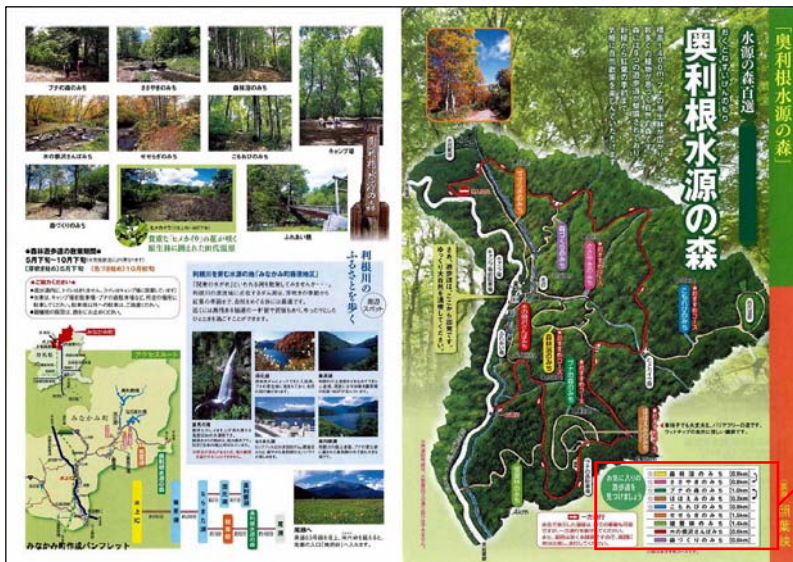
【写真等】



利根沼田森林管理署ホームページに掲載された案内図



みなかみ町（観光協会）のホームページ「奥利根水源の森」に掲載されたマップ



【草刈りの実施】（9月13日～17日）



(注) 実地調査に関東森林管理局が同行。

事例番号	武尊-3	実地調査年月日	平成30年9月7日
場所	奥利根水源の森内「ブナの森のみち」	報告書関連項目	2-(2)
件名	笹が繁茂したまま放置され、通行に支障が生じている歩道		

【現地の状況等】

奥利根水源の森に設定の7系統の歩道のうち「ブナの森のみち」（「ほほえみのみち」の外側を周り）については、①歩道入口に、肩の高さほどまで笹が繁茂しており、どこが入口かすぐに見分けがつかない、②歩道のあちらこちらで笹が繁茂したままとなっており、通行が困難な状況となっていた。

なお、本事例については、実地調査後の9月13日～17日に草刈りが行われ、改善済みである。

【写真】

①



遊歩道入口

②



【草刈りの実施】（9月13日～17日）



（注） 実地調査に関東森林管理局が同行。

事例番号	武尊-4	実地調査年月日	平成30年9月7日
場所	武尊自然観察遊歩道脇	報告書関連項目	2-(2)
件名	管理が行き届かず、倒壊のおそれもある「あずまや」		

【現地の状況等】

武尊自然観察遊歩道（1周約9.9km）の脇に設置されている「あずまや」（管理者：片品村）について、関東森林管理局のホームページでは、「休憩所」として紹介されている。しかし、当局が現地調査を行ったところ、木造の建屋全体が老朽化や風雨等による腐食などで、①支柱の一部に大きな亀裂、②向かって右側に傾いて倒壊のおそれ、③トタン屋根の一部が落下のおそれなど、利用には危険な状況であった。また、建屋内部を見ても、①一面に笹が繁茂、②座面の一部が破損しており、休憩には適さない。かなりの期間、点検や修理等が行われていない状況がうかがわれ、現状のままでは、「休憩所」としての機能を十分に発揮できない。

また、この「あずまや」は、武尊自然休養林に係る管理経営方針書の別表「施設の現状」に記載がない。

【写真等】



【関東森林管理局のホームページに掲載の「武尊山コースガイド」(武尊自然観察歩道)】

「ここに休憩所の東屋があります」と記載



関東森林管理局

森林管理局へようこそ | 報道・広報 | 森林管理局の仕事 | 公売・入札情報

文字の大きさ・色を変えるには | このサイトの使い方 | サイトマップ

ホーム > レクリエーションの森で遊ぼう! 武尊自然休養地 > 武尊自然休養地 > 武尊山コースガイド

武尊山コースガイド

武尊自然観察歩道

四季折々の花咲き原。

武尊自然観察歩道の案内看板のところから1.9kmほど行くと登山道と遊歩道の分岐になります。分岐から3.4kmほど行くと武尊田代に着きます。水芭蕉、ワタスゲ、モウセンゴケ等が見られます。武尊田代の下にはヒメカイウ、コバイケイソウの群落地があります。武尊田代を1kmほど下ると花咲き原に着きます。木道が整備され春から秋まで多種の花が見られます。特に水芭蕉の群生とリュウキンカ、ショウジョウバカマ、コバイケイソウが見られます。花咲き原から1.6kmほど下ると遊歩道は林道と交差しますが標識どおりに進むと東保駐車場とキャンプ場が望める尾根に出ます。ここに休憩所の東屋があります。東屋から1.6kmほど下ると東保駐車場に着きます。駐車場から1kmほど登るとキャンプ場に着きます。一周約9.9kmの自然観察歩道です。

武尊田代 | 花咲き原 | 東保駐車場 | 武尊山コースガイド

- 森林管理局の案内
 - 森林管理局の概要
 - 森林管理署等の概要
 - 採用情報
- 報道・広報
 - 報道発表資料
 - 広報誌
 - イベント情報
 - 災害関連情報
- 政策情報
 - 事業概要
 - 予算及び決算の概要
 - 国有林事業の白書
- 統計情報
 - 国有林事業統計(国有林全庁)
 - 国有林事業統計(局管内)
- 申請・お問い合わせ
 - 電子申請窓口
 - 公売・入札情報
 - 入林許可申請
 - 情報公開
 - ご意見・お問い合わせ
 - パブリックコメント
 - 公益通報の受付窓口
- リンク集

(注) 実地調査に関東森林管理局が同行。

事例番号	武尊-5	実地調査年月日	平成30年9月7日
場所	奥利根水源の森内「森林浴のみち」	報告書関連項目	2-(2)
件名	遊歩道脇の吸い殻入れの管理が行き届かず山火事の危険等		

【現地の状況等】

「奥利根水源の森」の自然に親しむコース7系統の一つである「森林浴のみち」（キャンプ場からヒメカイウ園付近まで、森の中央部を横断する全長0.9km（所要20分））について、当局が現地調査を行ったところ、2か所に円筒状の吸い殻入れが設置されていた。これらのうちの1本には、上部のふたがなく、中に枯葉が堆積しており、吸い殻を入れると、周囲の枯れ草にも延焼して、山火事につながりかねない（写真①）。また、他の1本は、支柱が朽ちて倒壊してきた案内表示板に押し倒され、使用が困難な状況であった。現地状況を踏まえ、案内表示板の撤去又は修理とともに、吸い殻入れの撤去が適当とみられる（写真②）。

なお、奥利根水源の森には、利根沼田森林管理署が利用者に協力や注意を呼び掛ける看板を設置しており、「タバコを吸われる方は、山火事防止のため携帯灰皿を利用しましょう」と明記されている。

また、本事例については、11月8日に吸い殻入れ（2本）が撤去され、改善済みである。

【写真】

（写真①）吸い殻入れ1



（写真②）吸い殻入れ2





「1」の2行目には、「タバコを吸われる方は、山火事防止のため携帯灰皿を利用しましょう」と記載

利用者に、協力や注意を呼び掛ける看板（利根沼田森林管理署）

（注） 実地調査に関東森林管理局が同行。

事例番号	武尊-6	実地調査年月日	平成30年9月7日
場所	東俣駐車場隣	報告書関連項目	2-(2)
件名	管理経営方針書や貸付契約書に記載のないレストハウス		

【現地の状況等】

レクリエーションの森ごとに森林管理局が作成する管理経営方針書には、林内に設置されている施設を記載することとされている。しかし、武尊自然観察遊歩道及び東俣駐車場に隣接して設置されている「レストハウス」について、同方針書の別表「施設の現状」に記載がない。

同レストハウスは、平成8年に片品村が建設したものの、利用者数が減少したことなどから、現在は建物の入口が封鎖され、使用できない状態となっている。

また、利根沼田森林管理署の貸付契約書では、片品村が「駐車場用地」として借り受けており、その敷地上に建物（レストハウス）が設置されているにもかかわらず、同契約書には、建物の記載がない。

【写真等】



(注) 実地調査に関東森林管理局が同行。

事例番号	武尊-7	実地調査年月日	平成 30 年 9 月 7 日
場 所	武尊自然休養林東俣駐車場から花咲湿原	報告書関連項目	2-(3)
件 名	利用者に対する注意喚起情報が適切に提供されていない自然観察遊歩道		

【現地の状況等】

利根沼田森林管理署は、東俣駐車場から武尊田代及び花咲湿原を周遊するコース（1 周約 9.9km）について、「武尊自然観察遊歩道」とし、「美しい森」の「売り」（セールスポイント）の一つとして紹介する原稿を林野庁本庁に提出した。平成 30 年度に、林野庁本庁が「観光資源創出事業」により整備するウェブサイトに掲載の予定となっている。同原稿には、「武尊自然観察遊歩道がありブナの原生林や湿原の植物を楽しむことができます」と記載されている。なお、同森林管理署が提出した周辺案内図には、周遊コースの「距離」が記載されているものの、どれぐらいの時間を要するかの「標準コースタイム」はない。

しかし、武尊自然観察遊歩道には、①橋が架かっておらず、水中を歩行せざるを得ない沢、②木道のない湿地、③木道が腐食し破断してしまっていて歩行が困難な湿原などもあった。山歩きの経験と適切な装備がなければ、円滑かつ安全な歩行が困難であり、誰もが気軽に利用できるコースとみられない。また、周回コースとされている同遊歩道について、1 周には 5～6 時間程度を要することから、「軽装」で歩き始めると、途中で引き返すことも困難とみられる。利用者に対する注意喚起など、適切な情報提供が必要である。

武尊自然観察遊歩道を管理している片品村では、木道が老朽化していることは承知しているが、新たに整備するには、材料をヘリコプターで搬入しなければならず費用がかさむこと、冬季は雪に埋もれるため劣化が早く 10 年程度で再整備が必要になると予想されることから、予算を確保することが難しく、再整備の予定はないとしている。

また片品村では、上記のような状況から、現状、武尊自然観察遊歩道について積極的な広報は行っていないとしている。

【写真等】



橋のない沢





木道のない湿地



壊れた木道

【マップ・図面】



壊れた木道

木道のない湿地

橋のない沢

関東森林管理局ウェブサイトの「武尊山コースガイド3」から抜粋

(注) 実地調査に関東森林管理局が同行

事例番号	武尊-8	実地調査年月日	平成30年9月7日
場所	武尊自然観察遊歩道	報告書関連項目	2-(2)
件名	管理が行き届かず、繁茂した植物にさえぎられたり、倒壊したまま放置された案内板や標識が多数		

【現地状況等】

武尊自然観察遊歩道には、利用者の利便や安全確保等のため、案内板や標識が設置されている。しかし、当局が現地調査を行ったところ、東俣駐車場から花咲湿原を経由して武尊田代に至る区間（約3.6km）では、①繁茂した植物にさえぎられて、表示の一部が見えない、又は近づくこともできない案内板、②表示部分（腕木等）が地面に落下している、老朽化などにより倒壊し又は倒壊しかけている誘導標識、③位置が低いために林床植生によって覆い隠されている誘導標識等がみられた。利用者に対する案内や注意喚起など、本来の機能を有効に発揮できていない。

これらに対し、遊歩道と林道の交差点に、進行方向を的確に指し示す誘導標識を設置し、「道迷い」が発生しないよう配慮された例があった。

【写真等】



東俣駐車場脇に設置の案内板に植物が繁茂



支柱が失われた誘導標識



笹に埋もれた誘導標識



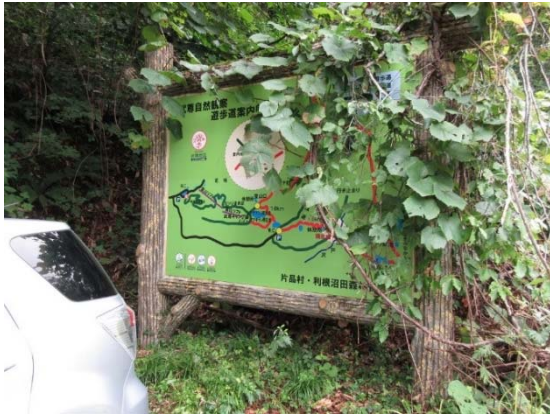
倒壊した誘導標識



位置が低く、植生に埋もれた誘導標識



支柱から表示部分が落下した標識



遊歩道と林道との交差点に設置の案内板。右斜め半分、蔓状の枝葉に覆われ、内容が見えず



倒壊しかけた注意標識。「熊出没注意！」の文字も一部消失



地表近くに設置された誘導標識（左）と、支柱から表示部分（腕木）が落下した誘導標識（右）



支柱がなく放置された注意標識（背後は、損壊したベンチ）

【参考：誘導標識が適切に設置されている例】

武尊自然観察遊歩道は、途中で林道と交差しており、一部林道上を通過する区間があるが、林道は舗装されており、両脇には笹などが大量に繁茂しており、遊歩道の入口が分かりにくい。このため、遊歩道と林道の分岐（2か所）に誘導標識が設置されている。



(注) 実地調査に関東森林管理局が同行。

事例番号	野反-1	実地調査年月日	平成 30 年 8 月 31 日
場 所	富士見峠	報告書関連項目	2-(3)
件 名	ローマ字表記が消滅しかけて判読できない標識		

【現地の状況等】

富士見峠に設置された誘導標識（設置者：不明）は、2本の「腕木」形式で、「弁天山」（上）と「第2キャンプ場」（下）を、日本語及びローマ字で案内している。しかし、「第2キャンプ場」を案内する腕木部分のローマ字表記について、消滅しかけており、判読できない。

なお、吾妻森林管理署は、「美しの森」に選定された後の平成 29 年 5 月～9 月に、野反自然休養林内の案内標識の現状把握調査を実施した。同調査結果の資料によると、この標識について、「やや良好（字がやや見にくい）」とされている。

【写真等】



腕木部分の拡大



ローマ字表記が消滅しかけており、判読できない。

(注) 地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター）との共同調査による。

事例番号	野反-2	実地調査年月日	平成 30 年 8 月 31 日
場 所	八間山山頂付近	報告書関連項目	2-(2)
件 名	歩道脇の木造の小屋が倒壊寸前の状態で、通行に危険		

【現地の状況等】

八間山山頂付近の歩道脇に、老朽化して倒壊寸前の木造の小屋（管理者：中之条町）がある。小屋の内部には、破損した柱やトタン屋根の一部が乱雑に積み重ねられ、しかも錆びた釘も突き出ており、景観を損ねるだけでなく、同自然休養林の通行にも危険な状況にある。

この小屋は、気象庁が昭和 40 年代に雨量観測計を収納するために設置したが、用途廃止された後、中之条町が避難小屋として利用するために敷地を借り受けたものである。

なお、同箇所では、平成 26 年に、雨量観測計で使用していた空気湿電池（バッテリー）が放置されていることが判明し、同年 7 月に気象庁によって撤去された。

【写真等】



池の峠方面



屋根



小屋内部

(注) 地域総括評価官（群馬行政監視相談センター）との共同調査による。

事例番号	野反-3	実地調査年月日	平成30年8月31日
場所	池の峠駐車場	報告書関連項目	2-(2)
件名	流出土砂と雑草の繁茂により1台分使用困難な駐車場		

【現地の状況等】

池の峠駐車場には、10台分の駐車スペースを示す白線が引かれている（1台分のスペース：縦5.6m×幅2.5m）。しかし、向かって右はじの1台分について、山から流出してきた土砂と雑草の繁茂により駐車幅が約1.6mと約1m狭くなっており、駐車が困難な状況にある（実質、9台の駐車）。

野反自然休養林内の駐車場情報について、平成30年4～5月に林野庁本庁が「観光資源創出事業」により整備したホームページと作成したパンフレットとも、6か所の駐車場ごとに、それぞれの駐車可能台数が明記されており、「池の峠駐車場」の駐車台数は「10台」である。

なお、本事例については、11月8日に草刈り及び土砂の撤去が行われ、改善済みである。

【写真等】



真正面から見ると



駐車スペースのうち1台分は、幅が160cmほどしかなく、駐車が困難。実質、9台の駐車

ホームページ、パンフレットでは、「池の峠駐車場」の駐車可能台数が「10台」と明記



【草刈り及び土砂の撤去を実施】(11月8日)



(注) 地域総括評価官 (群馬行政監視行政相談センター) との共同調査

事例番号	野反-4	実地調査年月日	平成30年8月31日
場所	三壁～高沢山線歩道	報告書関連項目	2-(2)
件名	歩道に複数の大きな倒木等があり通行を阻害		

【現地の状況等】

三壁～高沢山線歩道（管理者：中之条町）は、平成30年8月に開通した「ぐんま県境稜線トレイル」のルートにも指定されている。

しかし、同歩道には複数の倒木が横たわっており、一部には下をくぐったり、またがないと通行できない倒木もあった。歩行に支障を来す上、倒れかけの樹木は突然落下するおそれもあり、危険な状態となっている。

【写真等】



(参考)



(注) 地域総括評価官（群馬行政監視行政相談センター）と共同調査

事例番号	高尾山-1	実地調査年月日	平成30年8月2日、10月3日
場所	日影沢	報告書関連項目	2-(1)
件名	斜面の不安定な箇所に設置され、利用しづらい多言語看板		

【現地の状況等】

東京神奈川森林管理署は、高尾山自然休養林において、平成29年度、「観光資源創出事業」（事業費約309万円）により、現地の生き物や歴史・文化等を紹介する内容の「多言語看板」（日本語・英語表記）を4か所（山頂、霞台、日影沢、大平林道）設置するとともに、それぞれの看板にデジタルコード（注）を貼り付け、視覚障害のある方等もこのコードにスマートフォンをかざし、多言語（日本語、英語、中国語（繁体字及び簡体字）、台湾語、韓国語）の音声案内等を聞くことができるよう措置している。

（注）専用の無料アプリをダウンロードしたスマートフォンをかざすと、英語日本語に加え、中国語と韓国語で記載された高尾山自然休養林の案内（内容は看板に記載された者と同じ）をダウンロードして読むことができ、さらに音声読み上げさせることもできる仕組み。

しかしながら、これらのうち1か所（日影沢）の多言語看板について、歩道から上がった斜面に設置されており（歩道から支柱下部までの高さ約0.9m）、看板の下段に付されたデジタルコードまでも、支柱下部からさらに約1.3mの高さとなっている。このため、利用者がスマートフォンでデジタルコードの情報を読み取ろうとすると、雑草が繁茂して足下が不安定な状態にある斜面をよじ登って手を伸ばさなければならない、利用しづらい。視覚障害のある方々であれば、更に利用が困難となる。

なお、看板に表示された地図上の地名（案内文よりも文字が小さい。）を確認するときも、同様に斜面をよじ登って看板に近づかなければならず、利用しづらい。

多様な利用者の利便に配慮し、様々な機能も付加して設置された多言語看板でありながら、その効果を十分に発揮できないものとみられる。

【写真等】



霞台園地



高尾山山頂



多言語看板に貼り付けられたデジタルコード



斜面上に設置された多言語看板（日影沢）



事例番号	高尾山-2	実地調査年月日	平成30年8月2日
場所	日影沢園地	報告書関連項目	2-(3)
件名	「キャンプ場専用」と大きな文字で掲示されているトイレ		

【現地の状況等】

日影沢園地（管理者：関東森林管理局高尾森林ふれあい推進センター）について、テントサイト、炊飯場、給水施設及びトイレ等が設置され、完全予約制のキャンプ場とされている。林野庁本庁が「観光資源創出事業」により新たに設けた「美しい森」のウェブサイトの「高尾山自然休養林案内図」（マップ1）及び高尾森林ふれあいセンターのウェブサイトの「高尾山案内図」（マップ2）には、いずれもトイレのマークが付記され、このキャンプ場にトイレがあると案内されている。

しかし、日影沢キャンプ場内のトイレ入口の上部には、「キャンプ場専用トイレ」と大きく記載した看板が掲示されている。「キャンプ場の利用者以外は使用できない」との誤解を招きかねず、使用を躊躇させる状況にある。

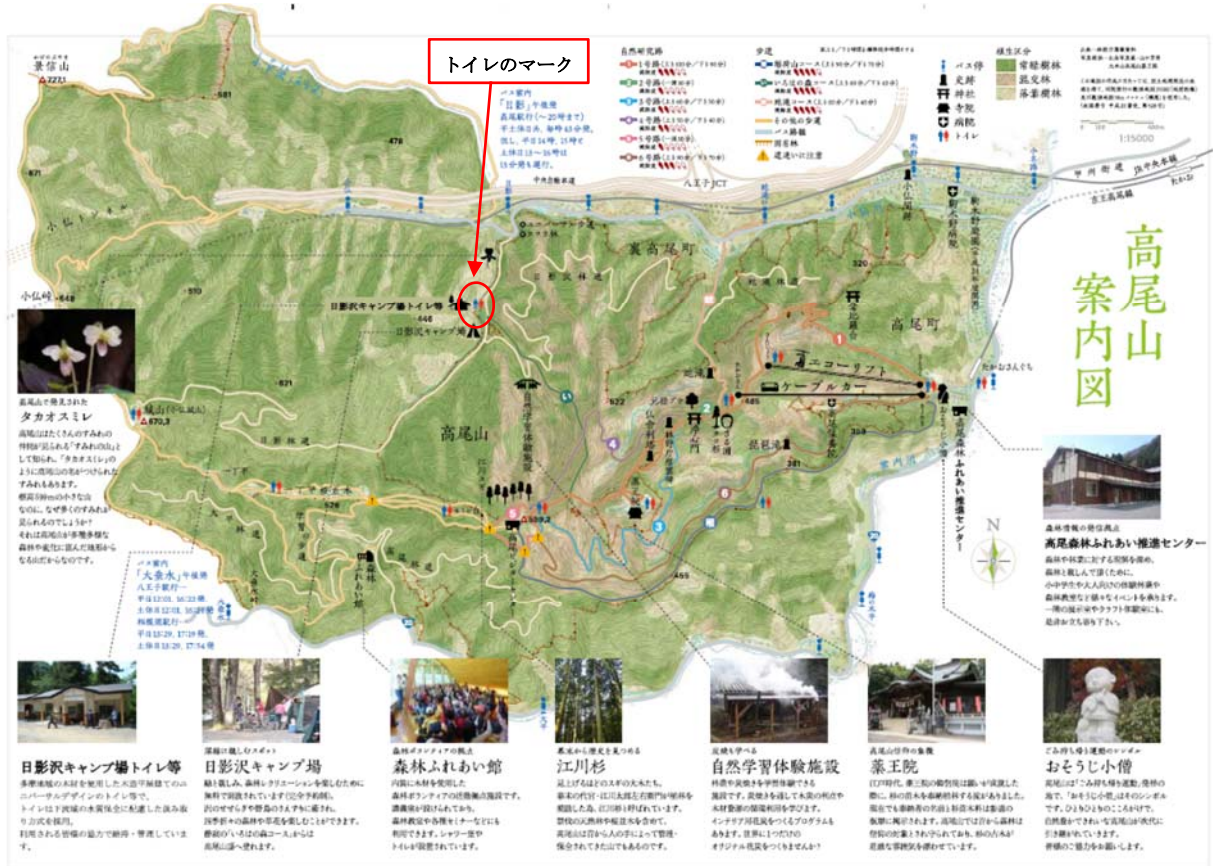
【写真等】



マップ1(林野庁ウェブサイト「美しい森」)



マップ2 (関東森林管理局高尾森林ふれあいセンターのウェブサイト)



事例番号	高尾山-3	実地調査年月日	平成 30 年 8 月 2 日
場 所	一丁平方面遊歩道	報告書関連項目	2-(3)
件 名	三方向に歩道が分岐する手前の案内板に表示されたトイレの位置が明確でなく、分かりにくい		

【現地状況等】

高尾山山頂から一丁平方面に向かう途中のもみじ台手前で歩道が3方向に分岐する箇所には、①林野庁設置の案内板と、②東京都設置の案内板があり、いずれもその先にトイレがあることが表示されている。しかし、利用者にとって、どの歩道を進めば、トイレを利用できるのか分かりにくい。

現地を調査したところ、「真ん中」の歩道を進むとトイレがあった。北側及び南側の歩道からは、トイレの建物さえ見えない。利用者の誤解を招きかねない。

【写真等】



林野庁設置の案内板



トイレは、真ん中の歩道にあるのか、「下」の歩道（北）にあるのか明確でない。



東京都設置の案内板



トイレは、「左」の歩道（南）にあるのか、真ん中の歩道にあるのか、明確でない。

事例番号	高尾山-4	実地調査年月日	平成30年8月2日
場所	富士見台園地	報告書関連項目	2-(3)
件名	同じ経路上にありながら、整合性がなく迷いやすい誘導標識		

【現地の状況等】

高尾山山頂から一丁平を通り小仏城址方面へ向かうルートについて、山頂の西側で、歩道が三方向に分岐した後、一丁平の手前で合流しているため、いずれの歩道からでも一丁平に到着できる。

左（南側）の歩道では、分岐してすぐに（地点①）「腕木」式の誘導標識が設置されている。この地点は、一本道で「一丁平・小仏城山方面」と「大垂水峠方面」は同じ道であるのに、「一丁平・小仏城山方面」と「大垂水峠方面」が、別の腕木に記載され、異なる方向を指し示している。

また、歩道の中ほど富士見台（地点②）は、あずまやがあり、その近くの十字路に見える場所に設置された「腕木」式の誘導標識には、i)左方向が「高尾山頂・日影沢方面（学習の歩道）」、ii)右方向が「スギの林を通り大垂水峠方面、ヒノキの林（学習の歩道）」、iii)支柱には「富士見台園地」と記載されている。

このため、初めてこの経路を通って、高尾山山頂から一丁平及び小仏城址方面に向かう利用者にとって、地点②の誘導標識をみると、地点①で一丁平・小仏城址方面へ行く道と大垂水峠方面へ行く道の分岐があり大垂水方面の道を進んでしまったのではないかと誤解するなど、混乱するおそれがある。

なお、高尾森林ふれあいセンター作成の「高尾山案内図」には、富士見台及びあずまやの案内がないため、「高尾山案内図」をみても、現在地を確認することはできない。

【写真等】

「高尾山案内図」（高尾森林ふれあい推進センター作成）



地点②の誘導標識

(←進行方向←) 地点①の誘導標識



この地点では、「大垂水峠方面」を指し示す「腕木」標識が設置されているものの、「一丁平・小仏城址方面」については案内がない。実際には、「大垂水峠方面」と同じ方向に進めば、「一丁平・小仏城址」に到着できる。

「大垂水方面」(上の腕木)と「一丁平・小仏城址方面」(下の腕木)とは、異なる方向を指し示している

地点②の誘導標識周辺



高尾山案内図では一本道だが、実際には複数の道がある。

事例番号	高尾山-5	実地調査年月日	平成30年8月2日
場所	大垂水峠登山口	報告書関連項目	2-(3)
件名	案内板に表示のバスの時刻等が現状と異なり、利用者に誤解を与えかねない		

【現地の状況等】

大垂水峠登山口には、林野庁の案内板が設置されており、その右下に、利用者の利便に配慮して、「日影沢入口」バス停を発車するバスの「高尾行最終便」の時刻も表示されている（「平日 19:47、日・祝日 19:12」）。

しかし、日影沢林道口最寄りの「日影」バス停（注）発高尾駅北口行き京王バス最終便は平日及び日・祝日ともに 20 時 43 分（平成 30 年 10 月現在）であり、上記の表示は利用者に誤解を与えかねない。

なお、高尾森林ふれあい推進センターが作成し、ウェブサイトにも掲載している「高尾山ガイドパンフレット」の「高尾山案内図」上部中央に、青文字で、「バス案内「日影」午後発、高尾駅行（～20 時まで）平土休日共、毎時 43 分発」と記されている。「20 時 43 分」が最終であることが分かる。

（注）平成 30 年 9 月現在「日影沢入口」という名称のバス停は、高尾山付近において確認できない。

【写真等】



（記載内容）

バス時刻表（日影沢入口）

高尾行	日・祝日	19:12
最終便	平日	19:47

事例番号	高尾山-6	実地調査年月日	平成30年8月2日
場所	自然研究路1号路と3号路の分岐点 (浄心門)	報告書関連項目	2-(3)
件名	表示の一部が故意に剥がされ、正確な経路を確認できない案内板等		

【現地の状況】

利用者が自然研究路1号路の「浄心門」から2号路（南側）に向かう場合、分岐点からいったん3号路を経由して数十メートル進んだ後、左折し2号路に入ることとなる。

しかし、分岐点に設置の案内板（管理者：東京都）について、「いたずら」（注）により、地図上の分岐点周辺部分が故意に剥がされて経路が判然とせず、利用者は、どのような経路で進めば、1号路から2号路に到達できるか分からない。

また、その付近には「腕木」式の誘導標識（管理者：東京都）も設置されているものの、「自然研究路3号路をへて高尾山頂」との記載にとどまり、「3号路を数十メートル進んで左折すれば2号路に入る」旨の正確な情報までない。利用者は、いずれの案内板や誘導標識によっても、正確な経路を確認できない状況となっている。

（注）同様の「いたずら」は、高尾山のみもと付近に設置されている案内板でも見受けられた。

【写真等】



分岐点の部分が故意に剥がされている。



案内板の全景



「3号路」の案内にとどまる。

【参考：同様の「いたずら」が見受けられた例】

案内板 1（自然研究路 1 号路の入口に設置。管理者：東京都）



「現在地」の位置が故意に剥がされている。

案内板 2（稲荷山コース入口に設置。管理者：東京都）



現在地、ケーブルカー高尾山駅及び高尾山頂の各部分が、故意に剥がされている。

事例番号	高尾山-7	実地調査年月日	平成30年8月2日、10月3日
場所	歩道稲荷山コース、もみじ台、一丁平園地	報告書関連項目	2-(2)
件名	現地の施設の状況を適切に反映していない管理経営方針書		

【現地の状況等】

レクリエーションの森ごとに森林管理局が作成する管理経営方針書には、林内に設置されている施設を記載することとされている。しかし、もみじ台に設置されたトイレについて、同方針書の別表「施設の現状」に記載がない。また、一丁平園地の現場には、あずまやが2棟設置されているが、同方針書には「展望台」（平成21年度設置）とされ、棟数の記載がない。

以上のとおり、管理経営方針書について、現場の施設の状況を適切に反映していない。

【写真等】



もみじ台に設置されたトイレ



一丁平園地に設置されたあずまや (1)



一丁平園地に設置されたあずまや (2)

事例番号	芦ノ湖-1	実地調査年月日	平成30年8月2日
場所	芦ノ湖西岸歩道 外輪山周廻道路入口付近	報告書関連項目	2-(2)
件名	歩道脇に散乱している古タイヤ等		

【現地の状況等】

芦ノ湖西岸歩道の脇に、不法投棄とみられる、古タイヤや分解されたプラスチック製の収納用具が放置されている。散策時に目につき、周辺の景観を損なっている。

なお、本事例について、11月14日に東京神奈川森林管理署職員が現地に出向いたところ、既に改善済みであることを確認している。

【写真等】



湖尻水門・深良水門分岐案内板付近



外輪山周廻道路入口付近

(注) 神奈川行政評価事務所との共同調査

事例番号	芦ノ湖-2	実地調査年月日	平成30年8月2日
場所	芦ノ湖西岸歩道 亀ヶ崎～小杉ノ鼻	報告書関連項目	2-(2)
件名	急斜面の狭い歩道に設置された土留め木材が劣化して危険		

【現地の状況等】

芦ノ湖西岸歩道（管理者：神奈川県）のうち、急斜面に設けられた狭い部分に、浸食で土砂の崩落がみられる箇所がある。しかも、歩道の縁を木材で補強した「土留め」工（木道の状態）が行われているものの、腐食が進んで木片も散乱している。歩行すると、ぐらつき、不安定である。道幅が狭く、回避できるスペースもほとんどない。利用者が木道部分を歩行すると、その重さで断裂し転落するおそれもあり、非常に危険な状態となっている。

なお、本事例については、11月8日に管理者が現地に出向いたところ、既に改善済みであることを確認している。

【写真等】



(注) 神奈川県行政評価事務所との共同調査

事例番号	芦ノ湖-3	実地調査年月日	平成30年8月2日
場所	芦ノ湖西岸歩道 立岩～真田浜～百貫ノ鼻	報告書関連項目	2-(2)
件名	複数の歩道に、倒木や倒れかけの樹木があり、支障や危険		

【現地の状況等】

芦ノ湖西岸歩道（管理者：神奈川県）の複数の箇所、倒木や倒れかけている樹木があり、歩行の妨げとなったり、裂け目から突然落下するおそれもあり、危険な状態となっている。

なお、本事例について、11月8日に管理者が現地に出向いたところ、既に改善済みであることを確認している。

【写真等】

倒木1（立岩～真田浜間、真田浜・深良水門分岐案内板手前）



倒木2（立岩～真田浜間）



倒木3（真田浜～百貫ノ鼻間、真田浜案内板先）



倒木4（真田浜～百貫ノ鼻間）



倒木5（真田浜～百貫ノ鼻間）



(注) 神奈川県行政評価事務所との共同調査

事例番号	芦ノ湖-4	実地調査年月日	平成30年8月2日
場所	駒ヶ岳第1歩道	報告書関連項目	2-(3)
件名	森林管理局等のウェブサイトに入立禁止の情報提供なし		

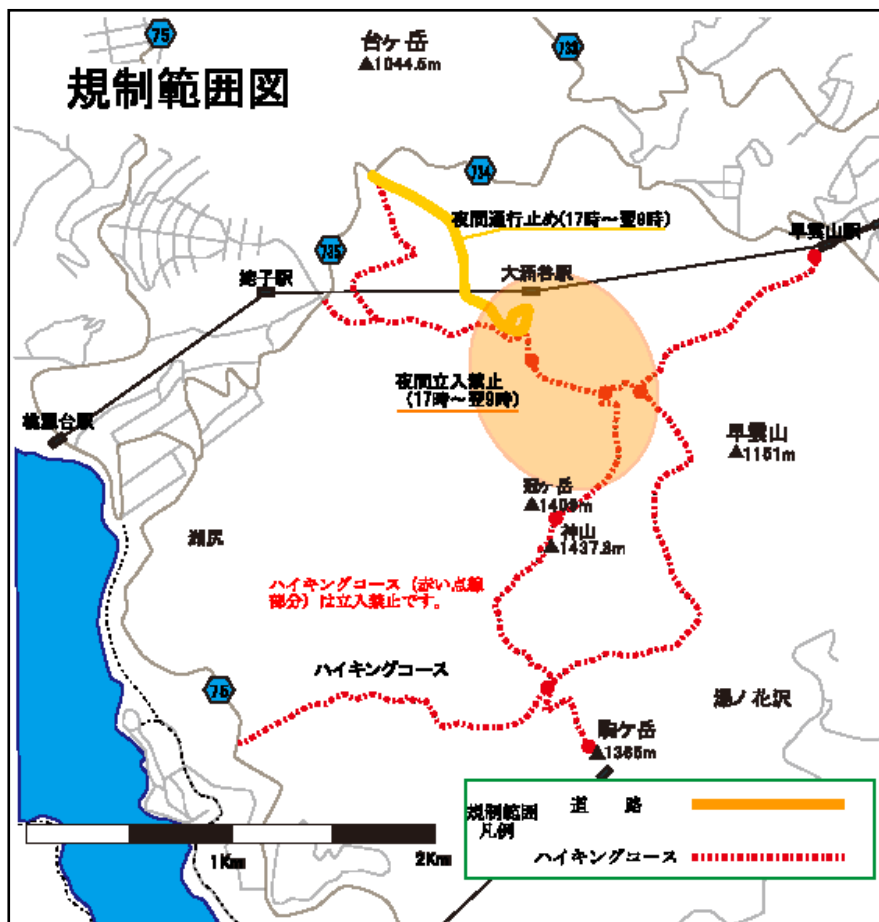
【現地の状況等】

平成27年4月26日から箱根山大涌谷の噴火活動が活発化し、①5月6日、気象庁は噴火警戒レベル2（火口周辺規制）へ引上げ、②さらに、6月30日にはレベル3（入山規制）へ引上げ、③その後、火山性地震の減少に伴い、i) 9月11日にレベル2へ引下げ、ii) 11月20日にレベル1（活火山であることに留意）へ引下げとされた。ただし、火口等から火山性ガスが噴出しており、大涌谷園地内の安全性が確保されるまで神奈川県「立入規制」（警戒区域指定）等が継続される。芦ノ湖風景林内の駒ヶ岳第1歩道を含むハイキングコースについて、平成30年10月でも、「立入禁止」とされている（下記の箱根町のウェブサイトの地図参照。神奈川県ウェブサイト「箱根・大涌谷情報」等でも同旨）。

しかし、関東森林管理局及び東京神奈川森林管理署のウェブサイトには、「通行止め」に関する情報が掲載されておらず、利用者は、事前に把握できないまま、現地で初めて分かるという状況にある。

また、東京神奈川森林管理署は、芦ノ湖風景林について、平成31年度に林野庁本庁がウェブサイトに掲載する記事の原稿を30年3月に関東森林管理局経由で提出した。同原稿でも、「この『売り』として、駒ヶ岳山頂行きのロープウェイと合わせて、駒ヶ岳第1歩道をハイキングコースとして紹介する内容であり、利用者には、事実と異なる情報を提供することとなりかねない。

【写真等】



箱根町ウェブサイト（箱根町周辺の火山・地震活動「7月26日以降の規制範囲図」）